

伊達市観光大使設置要綱

(設置)

第1条 本市の豊かな自然、歴史・文化、特産品、温泉その他観光資源等を広く周知し、観光振興を図るため、伊達市観光大使（以下「大使」という。）を置く。

(役割)

第2条 大使は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 本市の観光資源やイベントの紹介及び宣伝をすること。
- (2) 本市に対して観光施策に関する意見又は提言をすること。
- (3) その他市長が必要と認める活動をする事。

(委嘱)

第3条 大使は、次に掲げる者のうち、本人の同意を得て、市長が委嘱する。

- (1) 産業、文化、芸術、スポーツ、教育等の各分野で活躍している本市の出身者又は本市とゆかりのある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 大使の任期は、3年以内において市長が定める期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、再任することができる。

(報酬等)

第5条 大使に対する報酬は、支給しない。

2 市長は、大使の活動に資するため、次に掲げるものを大使に提供することができる。

- (1) 大使としての名刺
- (2) 本市の観光等に関する情報
- (3) その他市長が必要と認めたもの

(解嘱)

第6条 市長は、大使が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 第2条に掲げる役割を担うことができなくなると認められるとき。
- (2) 大使本人から辞意の申出があったとき。
- (3) 大使としてふさわしくない行為があったとき。

(庶務)

第7条 大使に関する庶務は、経済環境部商工観光課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月26日から施行する。